П

次



8月15日

(火曜日)

平成 18 年

Ξ

名称

工場又は事業場の名称及び所在地

光市大字島田三四三四番地

新日鐵住金ステンレス株式会社製造本部光製造所

所在地

特定施設の種類 水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第七十四号の特

定事業場から排出される水の処理施設 特定施設の構造及び排出水の排出の方法を変更することにより、次の表のとおり変 変更しようとする事項の内容

更を生じる。 種類、構造及び使用時間間隔等

備考水の「	11	,	ı	ı	1 2		種類	
水の処理施設をいう。「七四」とは、水気	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	項目	
心設をいう。とは、水質汚濁	三、四六〇	\ TIIO	"	変更前二一、五〇〇	"	変更前 六九、二〇〇	(m)能 / 日力	構
;う。 水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される	〇 一平 〇成 一八 〇			既			年予工 月 着 日定手	
y別表第一第 第	一平 一成 一八 〇						年予工 月 完 日定成	
七十四号の特	平 一成 一九 五			設)			年予使 月 開 日定始	造
定事業	"	"	"	"	"	連続	間使間用 隔時	使
場から排出さ	"	"	"	"	"	二四時間	時り一 の日 使当 間用た	用の方
される	"	"	"	"	"	し変動な	概変季 動節 要の的	法

## 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課)..... 瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 目

(環境政策課)......

五 四

## 山口県告示第四百四十二号

Щ

づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示す 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第八条第一項の規定に基

縦覧に供する。 づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年八月十五日から同年九月四日 までの間、 当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基 山口県環境生活部環境政策課及び光市環境市民部環境保全課において公衆の

平成十八年八月十五日

山口県知事

=井

関

成

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 新日鐵住金ステンレス株式会社

住 所 東京都中央区日本橋本石町三丁目二番二号

(三)

汚水等の処理施設の種類、構造及び使用時間間隔等

П

Щ

設備	凝集加圧浮上処	<b>井</b> 原	司 几 里 も	方	<b>是</b>	種類類
変更後	理 変 更 前	変更後	変更後	変更前	項目	
後 "	前 "	後 "	変更前 鋼 板 製	後 //	前コンクリート製	構造
三、四六〇	OIIIT . I	"	二一、五〇〇	"	六九、二〇〇	能 ( ※ / 日)
"	凝集加圧浮上	"	中和・凝集沈殿	"	凝集沈殿	処理の方式
"	"	"	"	"	連続	間使用時間
"	"	"	"	"	二四時間	の使用時間
"	"	"	"	"	変動なし	概の変動の要
平 成 〇八 〇			既			年 月 日
平成一一八、一〇						年 月 日
平 成 一 九 一 五			設)			年月日日

										一の表の備考は、この表について準用する。	、この表につ	の備考は	備考()の表
二、一九二	一、六三四	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	変更後	,
一、七二四	1, 11111	— 五	八	<u>_</u>	_ 五	三九・九	六二	六一	四〇	五 七 九 ≀ 七	七・五	変更前	<i>''</i>
一六、八七五	二三、六三三	<i>''</i>	"	= 0		"	"	"	"	"	"	変更後	,
一九、〇二五	一六二四三	_	〇 五	八八、三	一九・三一八八・三	ΞO	— 五	二 七		 五 九 <sup>≀</sup> 六	七:	変更前	'I
六七、九六四	六二、三〇六	"	"	11	"	"	"	"	"	"	"	変更後	- - -
六七、四九六	〇・六 六一、九九四	O 六	0 =	五	二 五	三九	_ 六	_	Л	<u>五</u> 八 六・五 ₹ 五	七.五	変更前	
最大	通常	最大	常	最大通	通常	最大	道常	大	通常最	$\sim$	通常		
たりの量(m)	汚水等の一日当たりの量( ㎡)	mg / ℓ	燐%	(mg / / / 素	窒	(mg質 / / 量	浮遊物	「「」 ダ ダ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	化学的酸素要	水素イオン濃度	水素イ	項目	種類
			値	o	状態	染	汚	o	水等	汚			

(四)

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

	平成	18年	8 ,	月15	日	火曜日	3
	No.			排		五排	
	打 2			水		排出水の	
				П		污染状	
	変更後	変更前		項		火態の値及	
			通	水		及び排	
	"	・四	常	素イオ素ン	排	出水の	
	"	八 ・ 五 ≀ 五	最大	系指数)	ш	量	
		<u> </u>	通	化学	出		
	t		常最	化学的酸素要	水		
	<u> </u>	九 · 六	大	/ <del></del>	の		
	"	九・六 一〇・六	通	浮遊			
		六	常最	へ物 mg /質	汚		
	"	= O	大口	<b>€</b> 量	染		
	"	四 · 五	最大	mg鉱 /油 ℓ 類			
			通	窒	状		
	"	0	常最	mg	態		
	"	凹〇	大	(mg / / 素			_
	"	0	通		の		
			常最	<b>燐</b> 2 mg <b>/</b> ℓ	値		
	"	· 六		$\ell$			
	"	五	通	担			
		五、八三七	常	排出水の一日当たりの量(m	) - 		
		J	最	たりの	i - )		
Ξ	八、四七〇	七、八四〇		量 ( m	3		
	Ö		大				

曜日		山		П		県	\$	<b>设</b>	(	定期)	)	第	1	<i>77</i> 9	号
五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量		設 備	凝集加圧浮上処理			<b>井</b> 同处理 所記	司 L 里 五			海 集 沙 展 於 設	בל תע			種類	
状態のは	Ş H 1	<b>迎</b> 理	<b>夕</b> 到 育	几 里 前	Q H	<b>见</b> 里	<b>夕</b> 五 育	见 里 前	Ş H 1	<b>业</b>	<b>夕</b> 五 育	<u>见</u> 里 前		項	
及び排出	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前		目	
山水の量	"	"	"	七・五	"	七二	"	_	"	七・五	"	八 九	通常	水素イオ	
	"	七 九	"	_ 二≀七	"	五 <b>九</b>	"	<b>≡</b> ≀−	"	八 六 ・ 五 ≀ 五	"	九~五	最大	、水素指数)	汚
	"	回〇	"	1 1 [11]	"	=	"	五三	<i>''</i>	八	"	ー七・ニ	通常	化学的酸素要求量	水
	"		"	三九	"	二七	"	九七	"	-0	"	· t	最大	( mg / ℓ ) 素要求量	等
	"	三六・二	"		"	— 五	"		"	_ 六	"	九五・四	通常	浮遊物	Ø ×
	"	三九・九	"	四二二	"	IIIO	"		"	三九	"	<u> </u>	最大	(mg /≝ 量	汚染
	"	四・二	"	回〇〇	"	Ξ	"	五三	"	三、八	"	二.九	最大	( mg <b>鉱油類</b> ( <b>値</b>	状
	"	"	"	一 五	四〇	九三	<u>=</u> 0	1 + +	"	二 五	"	三	通常	窒	能
	"	"	"	110	= 0	一九·三 一八八·三	1140		"	五	"	六	最大	(mg / / 素	0
	"	八	<i>II</i>	九	"	〇 五	"	四	"	O =	"	〇 五	通常	爆が	値
	"	_ 五	"	_ 六	"	_	"	七	"	O :	"	_	最大	/mg / e)	
	一、六三四		一、六三四		二三、六二三	一六二四三	四、二〇八	- 六 八 八	さい 三〇六	六一、九九四	六二、三〇八	六一、九九六	通常	汚水等の一日	ラ く ラ ー ヨ
	二、一九二	一一、七二四	二、一九二	一、七二四	二一六、八七五	二一九、〇二五	八一七、四八五	八一九、六三五	八六七、九六四	六七、四九六	八六七、九六六	八六七、四九八	最大	汚水等の一日当たりの量 (m)	1 - 1) ) mint \ 3 - \

四

九

検出せず

四

<u>·</u>

 $\circ$ 

兀

七五、

100

七五、二〇〇

九

"

三八

<u>-</u> 五

六〇

11

 $\circ$ 

七

V

一九六

四

七一〇

"

"

11

//

– t

四五〇

九

三七九

"

"

11

11

九

〇七五

Ó

七=

//

"

//

Ó

六九九

\_

八八

"

五

 $\dot{}$ 

<u>·</u>

0

六三〇

"

Ύ —

五〇八

五

一七八

//

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 次のとお

山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の 第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年九月

関 成

## 平成十八年七月二十五日 申請のあった年月日

11

"

//

"

11

"

七六、

八八〇

七八、

五

六〇

//

"

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 代 名

の 氏 名 称 上坂

表 者

周南障害者・高齢者支援センター

主たる事務所の所在地

Ξ

環境の改善、雇用の確保及び安心・安全な環境づくりを推進するとともに、自立した 定款に記載された目的 障害者、高齢者等が夢のある健康で豊かな生活を持続することができるよう、生活 周南市新田一丁目一五番三号

生活の促進を支援することにより、地域社会に寄与すること。

兀

四〇

六〇

0

〇 四

〇 八

\_

六九四

<u>\_</u>

六九七

関 成 平成十八年八月十五日発行平成十八年八月十五日印刷

発発 行行 人所

口県知事 定

ЩЩ

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)